

野宮家における家業の継承

——野宮定之を事例として——

はじめに

本稿では、野宮定之が行った学問や学問観を明らかにすることで、野宮家の家業である有職故実がどのように継承されていたのかについて明らかにすることを課題とする。

近世の公家身分を論じるにおいて、橋本政宣氏や山口和夫氏は、江戸幕府が、公家をどのように幕藩制国家に位置付けたのかという視点に着目した。すなわち、橋本氏は、豊臣政権は、すべての公家に家業を設定し、「古くからその道の伝統的な」家業を有する家はその家業を任じ、それ以外の公家については、「有職」や「儒道」等の家業を「家格」ごとに当てはめ、「家業に励むことが公家衆の「役」、公家衆の務めである」とその存在を位置付けた。⁽¹⁾ その上で、江戸幕府は、公家に対し、家業を担って公儀の規範下にある朝廷へ奉仕することを求め、家業維持のため学問に励むことを規定し続けたと指摘した。⁽²⁾

山口氏は、「家業は家職とほぼ同義」で、公家が家職を担って奉仕する対象は「公儀」規範下の朝廷であり、家職の権利を究極的に保証したのは江戸幕府であるという。そして、公家が「家学」に習熟し家職

を全うすることは、家の名誉と存立、身分を維持する必須の課題」として、公家が学問を学ぶ事は、幕府と朝廷から課された仕事であると同時に、家職の維持や朝儀・儀式の作法を学ぶためであったと主張した。⁽³⁾

そのようななか、藤田覚氏が、一八世紀末に幕藩制国家を迎えた対外的危機という政治史と関連付けながら、朝幕関係の変化を具体的に論じるなかで、近世後期の天皇と公家社会の変化を、朝儀・儀式の再興や公家同士で行った勉強会の動向に見いだす指摘を行って以降、近世の公家社会が学問を通じてどう変わっていったのかといった視点からの研究が見られるようになった。こうした研究は、寛永期の公家の文化的動向を元禄文化（＝町人文化）への展開として位置付けた林屋辰三郎氏や熊倉功夫氏の研究を批判的に継承したものである。⁽⁴⁾ また、梅田千尋氏は、土御門家における家職の継承を検討するなかで、公家本所は、幕藩制身分支配を前提に、「宗教・学問を職分として確保したい諸身分の者の拠り所となった」と指摘するなど、公家の文化を幕藩制のなかに位置付けている。⁽⁵⁾

さらに、一七世紀中期から一八世紀の朝廷について、朝儀再興にむ

佐竹 朋子

けて主體的に活動する「朝廷復古」の氣運がうまれるなか、禁裏文庫への儀式書集積を目的として、天皇と公家との関係が生まれる一方、⁽⁸⁾ 撰家による公家社会の統制材料となったのが有職故実知であったこと⁽⁹⁾ が明らかにされてきた。また、当該期の公家社会で行われた学問については、儒学や有職故実を切り口とした検討があるものの、⁽¹⁰⁾ 学問の目的としては、天皇・朝廷への職務や奉仕であり、⁽¹¹⁾ 家業を行うためであることが前提にされてきた。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

しかし、筆者がこれまでに検討してきたように、野宮定基が儒学や有職故実研究の深化のなかで、公家社会で当時行われていた葬送儀礼を批判して、儒礼による葬送儀礼を實踐するに至ったことや、文久の修陵事業に結実した新たな祭祀が、三条実万やその周辺の公家における学問の深化と関係していたように、学問と儀礼は常に密接な関係があり、公家の学問を通じて、公家社会内部の質的变化を明らかにすることができると考えている。⁽¹⁴⁾ そのため、各公家が行った学問を検討し、事例を積み重ねていくことは、公家社会の変化を明らかにしていくことに繋がる。

そこで、本稿では、野宮家の事例を明らかにしていきたい。以前、拙稿において、江戸時代の公家は蔵書をどのように集め、どのように活用したのかについて検討するなかで、野宮家は、なぜ、新家でありながら、充実した蔵書を持つ有職故実に優れた家として幕末まで続いたのかについて明らかにした。⁽¹⁵⁾ その一方、野宮定基・定俊と養子相続が続いた野宮家では、なぜ家業を有職故実とし、幕末まで家業を続けられたのかについて、十分に論じられなかった。そのため、本稿では、定之が記した日記を分析素材として、定之の学問観を検討することで、

野宮家においてどのように家業が継承されていったのかについて検討したい。

まず、第一章では、野宮家や定基・定俊・定之について説明し、第二章では、定俊から定之へと行われた家業継承について検討する。第三章では、定之が祖父定基から受け継いだ家業や学問観について検討し、第四章では、定之の学問がどのように家業へと活かされていったのかについて検討する。そして、第五章では、定之が行った書物の購入について明らかにしていきたい。

1. 野宮家と定基・定俊・定之について

① 野宮家

野宮家は、藤原北家師実流花山院家の庶流であり、家格は、近衛少将・中将を兼ね、参議から中納言、最高は大納言まで進むことができる羽林家である。家祿は一五〇石で、一条家と家礼関係を結んでいた。

野宮家設立の経緯を記すと、慶長一四年（一六〇九）、花山院忠長が、猪熊事件に関わったことで、後陽成天皇から咎めを受け、蝦夷島へ流罪になった。そのため、花山院家では、流罪になった忠長にかわり弟定好が継いだ。ただし、忠長には、慶長一五年（一六一〇）に誕生した息男定逸がおり、元和八年（一六二二）、定逸は、後水尾天皇から一家を興すことが許され、設立したのが野宮家である。⁽¹⁶⁾

② 野宮定基

野宮家の家業を検討するうえで、欠かせないのが定基である。定基は、寛文七年（一六七七）七月一四日、父中院通茂、母小笠原左衛門佐助信女の息男として誕生した。延宝五年（一六七七）に、叔父の野

宮定縁（父中院権大納言通純・兄中院通茂、野宮定逸養子）の死去により、野宮家を継ぎ、延宝七年（一六七九）に元服した。そして、正徳元年（一七一）六月二十九日に、四三歳で死去した。

定基についてはいくつか研究があるが、その中でも、定基の学問について論じた宮川康子氏によると、定基は、一一歳で野宮家を継いだため、生家である中院家において、父中院通茂から有職故実を徹底的に学ぶ一方、父通茂は、熊沢蕃山の門下であったことから、定基の学問の師には熊沢蕃山の門下生が多くおり、蕃山学を身につけていたという⁽¹⁸⁾。そのため、定基にとって有職故実とは、「儒学という礼に等しく、礼が「天理之節文」である限り、それは誰の目にも明白なものではない⁽¹⁹⁾」であった。そして、有職故実を家業とした定基は、元禄七年（一六九四）に約二〇〇年ぶりに再興されることになった賀茂祭の古制について調べ上げるなどしたことから、当時の世評に東園基量・平松時方・滋野井公澄と並んで有職四天王と称されるまでに至ったと指摘している⁽²¹⁾。

③野宮定俊

定俊の日記はのこされていないため、定俊の学問などを具体的に明らかにすることはできない。しかし、『神代講談』（元文元年（一七三三）六）、『日本紀神代卷講義』（延享二年（一七四五））、『倭姫命世記聞書』（延享二年）などの著作があることから、神道に傾倒していたことが明らかである⁽²²⁾。

実は、定俊は、元禄一五年（一七〇二）五月二五日、正親町神道を提唱した正親町公通の息男として誕生した。野宮定基が死去した直後である正徳元年（一七一）に野宮家の養子となり、定基女と婚姻し

て、野宮家を継いだのである。定俊の実父正親町公通は、垂加神道を興した公家として知られるが、有職故実にも秀でていた⁽²³⁾。定俊は、一〇歳で野宮家を継いだ⁽²⁴⁾が、公家としての教養などの教育は、生家である正親町家で受けたと考えられる。また、定俊は、享保一三年（一七二八）に父公通に入門誓状を提出し、垂加神道を伝授されていた。

正親町公通は、子どもが多く誕生したが、嫡子が若くして死去するなど跡継ぎには恵まれなかった。そのため、享保五年（一七二〇）に中山兼親の息男として誕生した実連が、享保一六年（一七三一）に正親町公通の養嫡子となり、享保一八年（一七三三）に公通へ入門した。しかし、公通は、同年に亡くなってしまったため、実連の教育は公通の門弟が担うことになり、その一人が野宮定俊であった。定俊は、神道にとどまらず、有職故実も含めた公家としての教養面全般における実連の師となり、また、享保二〇年（一七三五）から延享三年（一七四六）にかけて、定俊は実連へ垂加神道を伝授していった⁽²⁶⁾。なお、定俊は、宝暦七年（一七五七）三月三〇日に死去している。

④野宮定之

定之は、享保六年（一七二一）七月二三日、父野宮定俊と母野宮定基女との間に誕生した。定之の昇進や日記の残存状況については、表①と表②の通りである。

定之の日記は、一七歳である元文二年（一七三七）から六二歳で死去する天明二年（一七八二）までのこされている。ただし、日記が現存しない年もあれば、日記を記さない日や月もある。また、日記が記された日についても、一日の行動や勤めた儀式について丁寧に記している日もあればそうでない日もあるため、定之の日記には内容に差が

【表①】野宮定之履歴

年	西暦	月日	詳細	年	西暦	月日	詳細
享保6年	1721	7月23日	誕生	宝暦4年	1754	5月16日	任参議(中将如故)
享保10年	1725	12月13日	任従五位下			12月26日	叙従三位
享保15年	1730	2月11日	元服、任侍従、叙従五位上	宝暦8年	1758	9月18日	任権中納言
享保18年	1733	正月5日	叙正五位下	宝暦9年	1759	5月20日	叙正三位
元文1年	1736	5月19日	叙従四位下	宝暦12年	1762	10月25日	辞権中納言
元文3年	1738	5月28日	右近衛権少将	明和2年	1765	2月14日	叙従二位
元文4年	1739	12月28日	叙従四位上	明和4年	1767	11月15日	任権大納言
延享2年	1745	3月23日	叙正四位下			11月26日	辞権大納言
延享3年	1746	12月24日	任右近衛権中将	明和5年	1768	1月9日	叙正二位
寛延1年	1748	9月21日	兼近江介	天明2年	1782	2月26日	薨去

(『野宮家譜』〈東京大学史料編纂所所蔵〉から作成)

【表②】『野宮定之日記』(宮内庁書陵部所蔵) 残存状況

タイトル	原本タイトル	年(西暦)*	月・季*
『野宮定之日記』1	「梅暦」	元文2年(1737)	4月～6月22日
『野宮定之日記』2	「梅暦」	元文2年(1737)	6月23日～12月
『野宮定之日記』3	「梅暦」	元文3年(1738)	四季
『野宮定之日記』4	「静寿暦」	元文3年(1738)	6月～8月、11月
『野宮定之日記』5	「静寿暦」	元文4年(1739)	自正月
『野宮定之日記』6		元文4年(1739)	(7月18～26日、8月11～16日、10月16日)
『野宮定之日記』7	「静寿暦」	元文5年(1740)	四季
『野宮定之日記』8	「愚記」	元文6年(1741)	正月、4月～8月、11月12月
『野宮定之日記』9	「静寿暦」	寛保2年(1742)	正月2月
『野宮定之日記』10		延享4年(1747)	(4月28日・5月1日・4日)
『野宮定之日記』11	「静寿暦」	延享5年(1748)	正月～4月
『野宮定之日記』12	「静寿暦」	延享5年(1748)	6月1日～9月30日
『野宮定之日記』13		寛延元年(1748)	冬
『野宮定之日記』14		寛延2年(1749)	春
『野宮定之日記』15		寛延3年(1750)	4月～8月
『野宮定之日記』16	「静寿暦」	寛延4年(1751)	7月
『野宮定之日記』17		宝暦3年(1753)	冬
『野宮定之日記』18		宝暦4年(1754)	春、6月、秋冬
『野宮定之日記』19		宝暦5年(1755)	
『野宮定之日記』20		宝暦5年(1755)	従2月27日
『野宮定之日記』21		宝暦6年(1756)	
『野宮定之日記』22		宝暦7年(1757)	(正月～3月2日、6月5～6日、8月10日、11月26日、12月)
		宝暦8年(1758)	(4月24日、7月19日、8月6日、9月18日、11月20～21日、12月15日・24～25日・28日)
		宝暦9年(1759)	(5月15日・20日・28～29日、6月7～11日・29日、7月6日・14日、閏7月21日、8月27日、9月29～30日、11月1日・10日・17日、12月11日)
		宝暦10年(1760)	(正月1日、2月8日、3月9日・20日、4月6日・9～10日、5月20日、6月15日、8月26日、10月24日、11月8日・15日、12月10日・29～30日)
『野宮定之日記』23	別記 親王宣下事	宝暦9年(1759)	5月
『野宮定之日記』24		宝暦11年(1761) 宝暦12年(1762) 宝暦14年(1764)	
『野宮定之日記』25	別記	宝暦12年(1762)	8月
『野宮定之日記』26	権大納言拝賀記	明和4年(1767)	11月
『野宮定之日記』27		明和8年(1771)～ 安永6年(1777)	
『野宮定之日記』28		安永7年(1778)	
『野宮定之日記』29		安永8年(1779)	
『野宮定之日記』30		安永8年(1779)	
『野宮定之日記』31		安永9年(1780)	
『野宮定之日記』32		安永9年(1780)	
『野宮定之日記』33		安永9年(1780)	
『野宮定之日記』34		安永10年(1781)	
『野宮定之日記』35		天明1年(1781)	
『野宮定之日記』36		天明1年(1781)	
『野宮定之日記』37		天明2年(1782)	

※年月日については、日記表紙の記述をもとにした。なお、表紙に記述がない巻の一部については、実際に日記に記された月日を()内に記した。

ある。

本稿では、定之が日記に記した学問に関する記述を取り上げ検討していくが、日記を記さない日についても学んでいたと考えられるため、定之が行った学問すべてを明らかにすることはできない。しかし、定之は、自らの学問において、何らかの決意を行った時期には、その決意を日記に記しているため、本稿では、定之の日記から、学問の変化を中心に検討していくことにしたい。

2. 家業の継承について

定之が、一七歳である元文二年（一七三七）から二〇歳である元文五年（一七四〇）にかけて記した日記には、定之が行った学問に関する動向として、野宮邸で開催されていた「神書御講談」に参加していた記述や、父定俊や元英から、有職故実に関する伝授を受けていた記述が確認できる。そこで、本章では、この二点について検討していく。まず、元文二年から元文五年までの日記から、「神書御講談」に関する記述をすべて抽出すると次の通りである。すなわち、

元文二年四月一〇日条「神書御講読元英（荒川）代講相勤、聴衆如例」

元文二年十二月八日条「今夕日本記被講如例」

元文三年二月七日条「今夕日本紀御講談始也」

元文三年二月一二日条「今夕御講無之、依暇中也」⁽²⁷⁾

元文三年四月八日条「神書御講如例」

元文三年九月一八日条「今夕神武記御講談也」

元文三年九月二八日条「家公（野宮定俊）被構（構）於神武記」

元文四年七月一八日条「巳刻神書御講談」

元文四年七月二八日条「巳刻許有神書御講談」

元文五年十一月二一日条「夕炊後神武記御講談、聴衆如例今年始所被講也、珍重也」⁽²⁸⁾

とあり、野宮邸において野宮定俊や、元文二年四月一〇日条では元英と云う人物が定俊に代わって講師をつとめ、『日本書紀』神代巻の講釈を行っていたことが記されている。また、元文二年四月一〇日条や元文五年十一月二一日条には、「聴衆如例」とあることから、聴衆を招いて開催していたことがわかる。では、なぜ、野宮邸において、定俊や元英が、『日本書紀』神代巻の講釈を行っていたのであろうか。

前章で記したように、定俊は、正親町実連の教育を担っていたが、ともに教育を担っていた玉木正英が元文元年（一七三六）七月七日に死去して以降は、定俊が実連の後見役をつとめるようになった。⁽³⁰⁾ また、辻彦三郎氏によると、元文元年五月から寛保元年（一七四一）三月にかけて、定俊による『日本書紀』神代巻の講習会が実施され、実連をはじめ広幡長忠・西園寺公晃・土御門泰連・小倉宜季・沢宜成ら公家と、地下官人の高橋宗直・大西親盛、中院家の家僕らが参加していたという。⁽³¹⁾ つまり、定之の日記に記された、野宮邸において聴衆を前にした定俊の「神武紀御講談」とは、実連へ垂加神道の伝授を行う事が目的であり、定之の他、垂加神道に入門した公家も参加していたのである。なお、辻彦三郎氏によると、定俊による『日本書紀』神代巻の講釈は、全部で五七回実施され、寛保元年一〇月から一二月にかけて⁽³²⁾も、定俊は六回にわたり『日本書紀』神代巻の講釈を行ったという。また、定之も出席していたとあるが、定之の日記に、定俊や元英が

『日本書紀』神代巻の講釈を行った記述については、元文五年までしか記されておらず、しかも、日記に記された回数は全部で一〇回程しかない。

ところで、元文二年四月一〇日条において、定俊に代わって『日本書紀』神代巻の講釈をつとめた元英は、どのような人物であろうか。

定之の祖父野宮定基が記した日記の宝永五年（一七〇八）九月二日条によると、

此日或人以小童一人來、問其姓名、源元英荒川也、生年十四才、父者源元凱、嘗属淀城主藤原憲之朝臣（石川憲之・宝永四年（一七〇七）七月死去）麾下、有故辞去、住京師、余（野宮定基）即以元英為家僮⁽³³⁾

とあり、この日、ある人が野宮家へ小童一人を連れてきた。定基が姓名を問うたところ、源姓荒川元英である。年は一四歳で、父は淀城主石川憲之に仕えていたが、事情があつて辞去し、京都に住むという。

定基は、元英は見込みがあると思つたのか、家僮として雇つたとある。

定基は、荒川元英を雇つた三年後の宝永八年（一七一）に死去するが、それまで元英は定基から有職故実についての教育を受けたと考えられる⁽³⁴⁾。また、元英が野宮家に雇われてから三〇年程たった後には、先程指摘したように、元英が定俊に代わって『日本書紀』神代巻の講釈を行った記述があるため、定基が死去した後、野宮家を継いだ定俊と同じく、元英も正親町家で何らかの教育を受けたのではないかと考えられるのである。

では、定之も、父定俊から垂加神道についての指導を受けたのかと言うと、定之が記した日記には、そのような形跡は見られない。確か

に、定之の日記には、定俊や元英による『日本書紀』神代巻の講釈に出席していたことや、正親町家の門人が父定俊のもとを訪れ、垂加神道に関する遣り取りを行ったことが記されているが、父定俊が定之へ垂加神道を伝授した記述はない。つまり、定俊が『日本書紀』神代巻の講釈を行ったのは、あくまで正親町実連への伝授が目的であり、むしろ、定俊は、野宮家の家業は有職故実であることを認識し、定之へは、野宮家の家業である有職故実を伝授していたと考えられる。

例えば、定之が記した日記の元文二年五月一〇日条によると、

十日、戊戌、雨降、嚴閣（野宮定俊）仰云、小野宮一流日野・徳大寺等、自崩御日殿上人・公卿無差別卷纓云々、家説也、嚴閣仰云、公卿者倚廬之間垂纓、諒闇服時卷纓ト云々

とあり、父定俊が言うには、平安時代に始まつた有職故実の流派である小野宮流に属する日野家や徳大家などは、天皇の崩御日より、殿上人・公卿の違いなく、冠の纓の形は、卷纓であるという。天皇の崩御に際して、冠を卷纓にすることは家説である。また、天皇が父母の死去に際して仮屋で喪に服している時、公卿の冠は垂纓であり、天皇が死去した際に着用する諒闇服の時、公卿の冠は卷纓である、と記されている。

同年四月一四日、中御門天皇が死去したことから、定俊は定之へ、天皇が倚廬や諒闇の時に着用する冠の纓の形式について教授したものと考えられる。なお、古来より、冠は身分を表す重要な役目を果たしており、纓の形式も、文官か武官かで違いがあった。ただし、文官や武官は兼任が重なったことにより区別がなくなったことから、公家の間では、纓の形式によつて身分を表すことはなくなった。また、天皇

の葬送儀礼は、応仁の乱によって古制が失われており、江戸時代になると、幕府によって新たに整えられたことから、⁽³⁶⁾天皇および天皇家の葬礼時の装束について、江戸時代中期に至っても、公家の間で一定しなかったことが考えられる。そこで、定俊は、纓の形式について古制を元に検討を行ったのであろう。

また、定之が記した日記の同年一月二十二日条には、

家君（野宮定俊）命云（中略）礼紙・懸紙之事、先者同事也、猶子細有之也、序二嚴閣（野宮定俊）御伝授也、可秘く

とあり、定俊が命じて言うには、礼紙や懸紙は同じ事であり、なお子細がある。序に定俊から伝授を受けた、秘すことである、とある。

この他にも、定之の日記には、定俊が説いた有職故実や宮中に出仕するうえで必要な事柄が書き留められ、その際「御伝授」と記されていることから、父定俊から有職故実についての伝授を受けていたのである。定俊の父正親町公通は、有職故実に秀でた公家として著名であったことから、公通に教育を受けた定俊も、やはり有職故実に秀でた人物であったのであろう。

さらに、定之の日記には、荒川元英からも有職故実についての「伝授」を受けている記述がある。例えば、元文二年五月一日日条には、

「戌剋荒川元英伝授処也、此度右府兼香（二条）方ノ人皆垂纓之由、尤着諒闇服人者巻纓、此事始者巻纓ノ由ニテ俄被改了、猶委細明日之所ニ記之」とあり、

荒川元英の伝授があり、この度一条兼香の家礼は、皆冠は垂纓であるとのこと、尤も諒闇服時の冠は巻纓であり、はじめ巻纓であったのが突然改められた、なお委細は明日のところに記す、とある。つまり、

野宮家は一条家の家礼であるため、荒川元英から一条家の有職故実に

ついて伝授を受けていたのである。

以上から、定之は、定俊が行った『日本書紀』神代巻の講釈に出席していたが、垂加神道の伝授は受けておらず、定俊と荒川元英から有職故実を伝授されていたのである。

定之は、元文五年以降、元文六年（寛保元年、一七四一）・寛保二年（一七四二）、延享四年（一七四七）と日記を記しているが、記述が少なく、学問について記していない。しかし、延享五年（一七四八）の日記には、定之の学問に対する考え方を知ることのできる記述があり、以降の学問に変化が表れる。そのため、次章では、延享五年以降、定之が行った学問について検討していきたい。

3. 定之の学問観

定之が、二八歳である延享五年（一七四八）に記した日記には、日付のない最初の頁に、学問に対する決意が記されている。すなわち、

一、卯半剋出寝、亥半剋就寝、空勿過月日、專惜寸陰、不媼不午眠、小式部（内侍）大江山の哥、伊勢大輔けふ九重の哥などハ当意即妙なり、世秀逸とて賞翫事なり、これは常の習練に有事也、昔より世に名を残し、又人の賞翫するはなに故なれば漢才のたくましき故也、有識の家元も月輪禪閣（九条兼実）及宇治贈相国（藤原頼長）など皆然り、常に習練して才学をたくましくすへき事也、

公事部類・諸事抄書、今年中可遂之功、

読書・手跡・和哥

唯書をよむは小兒ノ読書ニ異ならず、それを取てはたらかす

史

とあり、平安時代の歌人である小式部内侍や伊勢大輔が詠んだ和歌は、当意即妙であるからこそ、世間において秀逸であると賞翫されている。

これは、常の習練の賜物である。昔から名を残し、また、人が賞翫する和歌を詠む人はどのような理由があるのかと言うと、漢才に優れているからである。有識の家元である九条兼実（久安五年（一一四九）〜承元元年（一二〇七））や藤原頼長（保安元年（一一二〇）〜保元元年（一一五六））なども然りであり、常に習練をして才学を逞しくすることである、とある。また、今年の抱負として、公事部類や諸事抄書は今年中に遂げるべき仕事である。ただ書を読むことは子ども読書と異ならない。漢才を働かしながら、書を読むことだ、と記している。

つまり、定之は、昔より名を遺してきた人たちにはどのような理由があるのかと言うと、常に勉強を重ね「漢才」に優れているからであり、本来の意味で学問を行うには、漢才を逞しくすることが必要だと気が付いたのである。また、読書においては、漢才を働かして、書物に記された内容を理解することが大切だということも認識した。

定之が、以上のような学問への取り組み方についての決意を日記に記したのは、父定俊や荒川元英からの有職故実の伝授を終えて、自ら学問に取り組み段階へと進んだからだと考えられる。なぜなら、定之の延享五年以降の日記では、父定俊や荒川元英が、有職故実について談じた事柄を詳細に書き留めてはいるものの、指導を受けた際に使われていた「御伝授」や「伝授」という語句が記されなくなったからである。代わって、延享五年の日記には、定之が自ら学問に取り組み様

子が記されるようになる。

では、定之は、どのように学問に取り組んでいったのか、延享五年の日記に記された、学問に関する記事をすべて抽出すると、次の通りである。

延享五年正月一日条「初読江次第第一四方拝条」

延享五年正月二〇日条「入夜読今鏡（中略）書写権記於燈下」

延享五年正月二一日条「卯半剋出寝、読通鑑綱目前編第一、水左

記抄書之卷冊去年十一月十三日一見了」

延享五年二月三日条「未刻帰家、聊書写旧記、入夜見台記」

延享五年二月八日条「厨子類記下校合了、定家朝臣記見終、見初

春記、書写三枚許也」

延享五年四月四日条「未刻行向庭田（重熙）亭、自之参前内大臣

（花山院常雅）御許、数刻言談、其後校合

秀長卿記、秉燭帰家、応永八年菅原秀長卿

記に積奠得草藁ヲ見スル」

延享五年六月一六日条「昼間見本朝誘諍録二卷令部也」

延享五年六月二〇日条「早朝帰家、談元英（荒川）云、昨夕得山

承記一卷、当世之珍記也、後大部類亦不

載之也、問云、誰人記載、答左大弁定長

卿記也、改元部類等載之非正記、然而令

所得之物、殊勝之鉢也、全正記也、最可

秘藏、先是元暦即位記一卷得之令為二卷

備家珍者也」

正月一日条では、大江匡房（長久二年（一一〇四）〜天永二年（一一

一一一)が著した有職故実書である『江家次第』四方拜をはじめて読んだとあり、同月二〇日条には、平安時代末期の歴史物語である『今鏡』を読み、藤原行成(天禄三年(九七二)〜万寿四年(一一〇二八))の日記である『権記』を燈の下で書写したとある。同月二一日条では、『資治通鑑』を独自の観点から再編成した歴史書である『通鑑綱目』前編第一と源俊房(長元八年(一一〇三五)〜保安二年(一一二二))の日記である『水左記』抄書の一冊は、去年十一月一日に一通り読み終わったとある。

二月三日条では、旧記をわずかに書写し、夜に藤原頼長の日記である『台記』を読んだとある。また、同月八日条では、有職故実書である『厨子類記』を校合し、平安時代中期の公家である平定家が記した日記である『定家朝臣記』を読み終え、藤原資房(寛弘四年(一一〇四)〜天喜五年(一一〇五七))の日記である『春記』を読みはじめ、書写も三枚行った。

四月四日条では、縁戚関係にある庭田重熙(母は野宮定基女)と共に花山院常雅の邸を訪れ、数刻言語談義を行った後、東坊城秀長(暦応元年(一一三三)〜応永一八年(一一四一一))の日記である『秀長卿記』(『迎陽記』)を校合した。また、家に帰り、応永八年(一一四〇一)の『秀長卿記』に釈奠の草稿を見たとある。

六月一六日条では、「本朝誘諍録」二巻の令部を読んだとある。同月二〇日条には、荒川元英との会話が書き留められているが、元英が定之へ言うには、昨夕、『山丞記』一巻を得た。今の世には貴重な記録である。なぜなら、後の大部類記は『山丞記』を載せていないからである。定之が、誰が記した日記かと問うたところ、元英が答えて言

うには、藤原定長(久安五年(一一四九)〜建久六年(一一九五))の日記である。『山丞記』は、改元部類などを載せており、格別に優れた書物であり、秘蔵にすべきである、と述べている。

以上から、定之は、朝儀・儀式の先例となる平安時代や鎌倉時代の公家の日記を読み、書写や校合を行っていたことが明らかになる。

では、なぜ、定之は、様々な古記録類を読み始めたのであろうか。定之は、寛延二年(一七四九)はほとんど日記を記していない。しかし、寛延三年に、再び家業や学問観について日記に記している。すなわち、定之の日記の寛延三年六月一日条によると、

近代称有識者皆以争論為業、我祖父納言殿(野宮定基)者近代之英俊、且尊靈之勤数年而博勘之詳論之、実雖宇治左大臣(藤原頼長)・後法性寺禅閣(九条兼実)等之諸賢曾無恥、為其後日此如予愚昧継家業、誠可謂富家衰微悲哉、子孫若有好学者察予微志継祖父藤君(野宮定基)之遺業揚名施後世、則我於墳墓之下聞之怡悦無埤、深寸可思可勉、所謂王道之旨趣者、於聖經賢傳詳明也、於松曆御記又明白也、我國之道者称有異国道之外者甚失、何王道之外又別有一箇之道乎、或称歌道、或称神道、或称仏道、未知其所拠、王道之外如此之道存者、日月亦可有数箇造化之妙用、日月之照輝雖日本異国相同之上者、人道亦何異哉、故初学之士、先潛心於十三經、曝眼於廿一史、有余力則令・式・国史、考諸家旧記而已、必勿学神道・仏道、雖不学神仏道如此勉学之、則獨知神仏道之深意、既論語亦同、不謂収異端惟害而已、又今世人披旧記、見得珍事而、即為之以為有識千笑千笑、是ハ只好学之者としてを

いふへけれ、且退案其事、考之旧記、則剩不叶其例事也、我祖父藤君宝永御記所謂、事々物々不考其例窮其理則勿為之遺訓、最可仰尊事也

とあり、現代の有識と称する者は、皆争論をもつて業となす。定之の祖父定基は現代の英傑であり、定基の数年の勤めは、広く有識について考えて詳論することであり、藤原頼長や九条兼実などの賢人と比べても全く遜色がない。その定基の後を定之のごとき愚昧が家業を継ぐことは、誠に富家の衰微であり悲しい事である。野宮家の子孫に好学者の者がいたならば、定之の志を察して後を継ぎ、定基の業を遺して名をあげ、定之は墓の下で聞いたならば、喜びにはてがない。所謂王道（有徳の君主が仁義に基づいて国を治める政道）の旨趣は、『聖經賢伝』において細かなところまで明らかである。野宮定基が記した日記である『松曆』においても明白である。我國の道は、「異国道」有り」と称する外は、甚だ失っている。どうして王道の外に、また別に「一箇之道」があると言うのか、或いは歌道と称し、或いは神道と称し、或いは仏道と称する。いまだ、歌道・神道・仏道は扱るところがない。王道の外にこのような道（歌道・神道・仏道）があつたならば、日月また数個の造化の妙用があるはずだ。日月の照輝は、日本と異国と雖も同じであるうえは、人道はまたどうして異なるだろうか。そのため、初学の士は、まず、心を十三経にひそめ、眼を『廿一史』に曝し、余力があれば、『令』・『式』・『国史』に則り、「諸家旧記」を考えるのみである。神道・仏道を学ばずとも、このように勉強すれば、独り神仏の道の「深意」を知るのである。『論語』も同じである。論語のみを学ぶことは、ただ害のみである。また、今の世の人は、旧記をひらい

て、珍事を見得すれば、有識だとする。お笑い草だ。是は只「好事之者」だと言うだけだ。漢学から退いて其事を案じ、これを旧記に考えれば、なお其例に叶わない事になる。わが祖父定基公の『宝永御記』にある、事々物々について、「其例」（実例）を考えずに理のみ追求することはしてはならない、との遺訓は最も仰ぎ尊すべき事である。

定之は、二八歳となつた延享五年（一七四八）頃には、父定俊や荒川元英から受けた有職故実の伝授を終え、自ら学ぶようになった。その際、有職故実に優れるためには、漢才を逞しくする必要があるとの認識を示した。さらに、三〇歳となつた寛延三年、定之は野宮家の家業である有識つまり有職故実を定基から引き継ぐとして、定之が誕生した時には既に死去していた祖父定基の日記から、定基の遺訓を受容したのである。

定之が受容した定基の遺訓は、家業と学問観の二点である。まず、家業については、公家が有職故実を家業として行うにおいては、どの先例が優れているのかという争論を行う事に主眼があつた。しかし、定基が行つた家業とは、広く有職故実について考え、詳論することであつた。そこで、定之は、定基の有職故実を受け継ぐのだとの決意を表している。

また、学問観については、漢学を徹底的に学ぶことが重要であり、そうすることで神道や仏教の深意をも知ることができる。また、有職故実を学ぶためには旧記に通じるだけでなく、漢学を基にして検討し、そのうえで、旧記などの実例から考えることが必要だ、というものであつた。

次章では、定基の家業や学問観を引き継いだ定之は、学問や家業で

ある有職故実をどのように行ったのかについて、検討していきたい。

4. 定之の学問と家業

① 定之の学問

定之の日記は、宝暦二年（一七五三）が現存しないが、寛延四年（宝暦元年、一七五二）と宝暦三年（一七五三）から同六年（一七五六）にかけて記された日記には、旧記や漢籍を読み、他家から書物を借用している様子が記されている。そこで、定之の日記から、該当する記述を抜き出すと次の通りである。

寛延四年七月一日条「書写御幸部類記」

寛延四年七月三日条「夕炊後荒川喜内来、令写部類記了」

寛延四年七月四日条「見三国筆海」

寛延四年七月八日条「書写為学記、已刻校権記二冊、則返却了」

宝暦三年一〇月一三日条「入夜見康熙字典、新類題冬上等聊抜抄、

旧記了」

宝暦三年一〇月二二日条「見明月記」

宝暦三年一〇月二三日条「見明月記」

宝暦三年一〇月二四日条「看明月記」

宝暦三年一〇月二五日条「終日見明月記」

宝暦三年一〇月七日条「終日松堂雜記・御篇目等書集一本而他冊之物加点了、猶所殘両部也、所謂松堂雜

記二冊・御篇目三冊也」

宝暦三年一〇月八日条「終日校松堂雜記、秉燭遂巧了」

宝暦三年一二月三日条「校新類題從卯半刻至申刻九十枚也」

宝暦三年一二月四日条「校類題目錄」

宝暦四年六月二一日条「山科宰相（頼言）寛元二年平戸記三冊被

借之、件記世甚希者也、殊賀茂臨時祭篇

及賀茂祭篇装束詳載之、最秘記也、懇切

之至、実恐悦不斜者、則命小野職房書写

焉」

宝暦四年七月一四日条「昨今専校合宮内記・御湯殿記及元服部類

等了、昨日平戸記同校合了、返送山科相

公（頼言）許了」

宝暦四年一月二六日条「令閉白馬節会部類及旧記了」

宝暦五年正月二日条「終日不出行、見実躬卿記永仁三年」

宝暦五年正月三日条「見実躬卿記永仁三年」

宝暦五年五月二五日条「日々見淵鑑類函全部二百冊四百五十卷、廿帙各

十冊ツ、価廿五金或十九金、午刻見佩文韻府全

三百冊、価廿五金或十七金、今度或人求之、

後年予亦必可求之也」

宝暦五年五月二七日条「見類函」

宝暦五年六月一日条「見淵鑑類函」

宝暦五年六月二日条「見葉黄記寛文四年正月」

宝暦五年六月三日条「今度見類函・広群芳譜等、而尽知予之、井

蛙自今以後莫言」

宝暦五年六月五日条「見和漢三才図会」

宝暦五年六月六日条「見淵鑑類函、又九月称菊月儀見同書也」

宝暦五年六月二五日条「予終日考杜鵑の儀、又見山州名跡志、抜

書石川丈山謁集」

宝暦五年六月二六日条「参内、於番衆所閑寂之故、書淵鑑類函杜

鵲条一両紙了、依所勞不宿侍」

宝暦五年六月二八日条「見名跡志、書淵鑑類函杜鵲、未刻許見佩

文書、書一譜、書肆某一帙所持来也、則

返却了」

宝暦六年二月八日条「午刻赴庭田亭、未斜帰家典籍便覽一冊借得了、

小野職房」

宝暦六年二月一五日条「入夜見類函論政、午刻見葉黄記」

宝暦六年二月一九日条「巳半刻相伴侍從而赴東寺、経堀川至本国

寺経大宮至東寺、宝輪院坊一位君今朝出

京、来愚亭之由也、弘法大師行状絵巻物

十二卷拜見之（中略）汝南国史今令写

也」

宝暦六年四月二二日条「見葉黄記、宝治二年七八九月十月十一月」

宝暦六年一〇月二日条「校合飭抄」

宝暦六年一〇月四日条「従亥刻至子刻読淵鑑類函祝儀部」

宝暦六年一〇月四日条「入夜見類函祝儀部」

宝暦六年一〇月六日条「至中院許、読江次第午刻帰家」

宝暦六年一〇月一三日条「未刻到花山院、読中右記、秉燭帰家」

宝暦六年一〇月八日条「寅刻出寝桃寒燈校合拜礼部類」

宝暦六年閏一〇月一〇日条「見淵鑑類函人部」

宝暦六年閏一〇月一二日条「見類函譜条」

宝暦六年閏一〇月二三日条「巳刻赴中院、読江次第、午過帰」

まず、寛延四年七月には、「御幸部類記」を書写したり、水戸藩に

仕えた書家真幸正心が記した『三國筆海』を読んだり、『権記』を校

合している。また、同年七月八日条に、書写は学ぶために記すとある

ことから、書写は勉強のためであったことがわかる。なお、同年七月

三日条には、夕炊後に荒川喜内が到来し、部類記を書写させた⁽³⁷⁾とある。

宝暦三年の日記には、清の康熙帝の勅撰により編纂された『康熙字

典』や霊元天皇の勅撰和歌集である『新類題和歌集』、藤原定家の漢

文日記である『明月記』を読んだとある。

また、宝暦三年一〇月七日条と同年同月八日条では祖父定基が記し

た『松堂雜記』や、同年一二月三日条・同年同月四日条では『新類題

和歌集』や後水尾天皇の勅撰和歌集である『類題和歌集』の目録を校

合したとある。

宝暦四年六月二一日条では、山科頼言より借りた、鎌倉時代前期の

公家平経高が記した日記であり、賀茂神社の臨時祭や賀茂祭の装束に

関する記述が詳細な『平戸記』の書写を小野職房に命じたとある。七

月一四日条では、『宮内記』・『御湯殿日記』・『元服部類記』を校合す

る一方、小野に書写させた『平戸記』を校合して山科頼言へ返却した

ことが記されている。

宝暦五年五月二五日条では、『淵鑑類函』を読み、午前一二時には

『佩文韻府』を読むとある。以降、度々『淵鑑類函』を読む記事があ

る。『淵鑑類函』とは、清の康熙帝の勅撰により編纂され、康熙四九

年（宝永七年（一七一〇））に完成した、全四五〇巻からなる、故

事・古典を探索するのに最も重宝となる類書である。また、『佩文韻

府』とは、康熙四三（宝永元年（一七〇四））に清の康熙帝の勅撰に

より編纂が開始され、四四四巻と補遺四四四巻からなる、漢詩を詠む際に活用できるよう作られた韻書である。⁽⁴⁰⁾定之は、『淵鑑類函』と『佩文韻府』を購入したいと思ったが、「或人」に購入されてしまったため、この後に必ず買いたいことを決意している。そこで、『淵鑑類函』は二〇金か一九金、『佩文韻府』は二五金か一七金と、それぞれ書名の後に代金を書きのこしたのだと考えられる。また、宝暦五年六月三日条では、『淵鑑類函』と清の康熙帝の勅撰により編纂され、康熙四七年（宝永五年（一七〇八））に完成した『広群芳譜』⁽⁴¹⁾を読むとあり、定之は、『淵鑑類函』と『広群芳譜』を知り尽くし見識が狭いと言っていることではない、と記している。

宝暦六年一月六日条と同年閏一月二三日条には、平安時代に記された有職故実の書物である『江家次第』を中院家に出かけて読んでおり、同年一月一三日条には、藤原宗忠（康平五年（一〇六二））永治元年（一一四一）が記した日記であり、当時の有職故実について知れる『中右記』を花山院家で読んでいた。中院家は祖父定基の生家であり、後に宝暦事件で免職となる中院通維（元文三年（一七三三））～文政六年（一八二二））が当主である。また、野宮家が属する花山院流の嫡家である花山院家の当主は長熙（元文元年（一七三六））～明和六年（一七六九））である。定之は、宝暦四年に野宮家当主となっていることから、それぞれ当主同士での勉強会であったのか、それとも、定之が年長であることから指導的立場であったのか、他に記述がないため明らかにならない。

他、定之の日記には、鎌倉時代末期の公家三条実躬の日記である『実躬卿記』や鎌倉時代の公家葉室定嗣の日記である『葉黄記』、鎌倉

時代の公家中院通方が記した装束についての有職故実の書物である『飾抄』を校合した他、医師寺島良安が編纂した図入りの百科事典である『和漢三才図会』⁽⁴²⁾を読んだ記述がある。

以上、定之は、有職故実について詳しく記された平安時代や鎌倉時代の公家の日記や旧記を読んでいたが、有職故実に秀で、有職故実を家業とした公家は、同じように先例にすべき日記や旧記を読み、学んでいたため、特別なことではない。むしろ、定之が行った学問の特徴は、清代に編纂された『康熙字典』・『広群芳譜』・『淵鑑類函』・『佩文韻府』や『和漢三才図会』など、当該期に出版されていた書物を読んでいたことにある。

では、定之は、学問をどのように家業に活かしたのか、次節で検討していく。

②定之の家業

定之が記した日記には、公家から有職故実についての問い合わせがあり、答えていく様子が記されている。例えば寛延四年（一七五二）七月三日条には、

巴刻許加灸治、若狭守宗直（高橋）来言談、滋公麗（滋野井）中将許書状来、天子之外崩字有之候哉承度之、漢家之例是又承度候、遣返状付愚勘、天子之外崩字事、続日本紀天平宝字四年六月皇太后（光明皇后）崩、江次第目録皇后崩下有之歟、東鑑代卅六卷曆仁二年去去年宜秋門院崩下有之候、此外扶桑略記多有之歟、御読

可有之候由申遣了、事文類聚可考、漢家例多可有之歟、不書遣也とあり、野宮定基の門人であった地下官人高橋宗直が野宮邸に来て話すには、滋野井公麗から書状が到来し、天皇以外で死去した際に崩御

の「崩」の文字を使用する事例が書物にあるのか承りたい、また中国王朝の事例も承りたい、とのことである。そのため、定之は、自らの勘考を付けた書状を滋野井公麗へ遣わした。まず、天皇の他に「崩」字の事と題し、『続日本書紀』天平宝字四年（七六〇）六月には光明皇后の死について「崩」とあり、『江家次第』目録に皇后が「崩」とあるであろうか、『吾妻鏡』三六卷の暦仁二年（一二三九）条には去年宜秋門院が「崩」とある。この他、神武天皇から堀河天皇までの漢文編年体の歴史書である『扶桑略記』に多くあり、読むことであると申し遣わした。ただし、宋代に編纂された類書である『事文類聚』に考えれば、中国王朝の事例も多くあるであろうが、勘考として書き遣わさなかった、とある。

また、同年七月八日条には、

公麗（滋野井）中将被問用名字上字之例、則書遣、天永三年十一月十六日中右記了見延享五年三月廿五日愚記、此外名字下字ヲ用例、

又用上字例等多有、所見委注別記、又先日被問、内々社参之時兩段再拜例及着狩衣参社例、同注遣也、応永三年四月十七日荒曆云一、是者桃花薬葉二有、桃花薬葉云一兩段再拜之間小揖事也、此
外猶可考

とあり、滋野井公麗から、包紙へ上書きする名字を上部に記す例について問われた。そこで、定之は書き遣わした。名字を上部に記す例としては、『中右記』の天永三年（一一二二）十一月一六日条にあり、定之の日記の延享五年（一七四八）三月二五日条にも見る。⁽⁴³⁾この他、名字を下部に記す例、上部に用いる例など多くある。所見は別記に詳しく記す。また、先日、滋野井公麗から問われた、内々に社参する時

の兩段参拜の例や狩衣を来て社に参る例について、同じく書き遣わした。すなわち、一条経嗣の日記である『荒曆』の応永三年（一三九六）四月一七日条にあり、また、一条兼良が息男冬良のために著した一条家の故実などが記された『桃花薬葉』（文明一二年（一四八〇））には、兩段再拜の時には、お辞儀の角度は「小揖」とある。この他はなお考えることである、と記している。その後も頻繁に滋野井公麗から、有職故実に関する問い合わせがあり、その都度定之は、旧記から先例を抜き書きし、公麗へ遣わしたのである。

滋野井公麗は、享保一八年（一七三三）に誕生し、寛延四年は一九歳であった。滋野井公麗の父実全は、有職故実に秀でた公家であったが、公麗が三歳である享保二〇年（一七三五）に死去した。そのため、公麗は、「当世故実之人」と称せられた祖父公澄の許で教育を受けたが、公澄は寛文一〇年（一六七〇）生まれのため、寛延四年には八一歳と高齢であった。⁽⁴⁴⁾

実は、公麗の父実全と定之の父定俊、日野西資敬の三人は、『三代実録』⁽⁴⁵⁾から遡りながら六国史を校合していくなどして共に学んだ仲間であった。つまり、父同士の繋がりがから滋野井公澄の晩年にあつて、定之は、公麗へ有職故実を教授していったのだと考えられる。なお、公麗は有職故実を家業とし、二六歳である宝暦八年（一七五八）から門人を入門させていくが、⁽⁴⁶⁾その後も公麗から定之への有職故実に関する問い合わせは続く。⁽⁴⁷⁾

定之の日記には、滋野井公麗以外にも、山科頼言・庭田重熙・飛鳥井雅重などから有職故実に関する問い合わせがあり、定之はそれらの問い合わせに対して、様々な旧記に記された先例を挙げて答えたこと記

している。また、寛延四年七月三日条には、宋代の祝穆が編纂した類書である『事文類聚』に考えれば、中国王朝の事例も多くあるであろうが、勘考として遣わさなかったとあるため、宋代の類書から中国王朝の事例を調べることも念頭に置いていたことがわかる。つまり、定之は、公家からの有職故実に関する問い合わせに対して、どの旧記に記されたどのような先例が良いという答え方ではなく、様々な旧記に記された先例や宋代・明代・清代の類書から中国王朝の事例を引き出して答える、という有職故実を実践しようとしていたのである。

そもそも有職故実とは、門流や一門ごとに独自の有職故実が存在しており、また、有職故実を調べるには、先例となる膨大な蔵書が必要であった。⁽⁴⁸⁾しかし、野宮家は江戸時代以降に設立された新家である。そのため、代々伝えられた有職故実はなく、定基が、実家である中院家の蔵書や日記類などを書写することで蔵書を形成させたといっても、⁽⁴⁹⁾代々有職故実を家業とした公家の蔵書と比較すると、質的に勝ることは難しいであろう。かくして、定基は、他の公家のように蔵書した旧記などから、先例の優劣を競うのではなく、漢学を基にして有職故実について検討し、門流や一門の有職故実にこだわらず、旧記などから広く先例を引き出して詳論していく、という野宮家の有職故実を確立させた。そして、定基が確立させた野宮家の有職故実とは、定之へと引き継がれたのである。

では、最後に、定之は、宋代・明代・清代に編纂された漢籍をどのように入手したのかについて検討していきたい。

5. 書物の購入

定之の日記には、寛延四年（一七五二）頃より、書肆が漢籍を持参する記述が見られるようになり、宝暦五年（一七五五）からは、書肆から漢籍を購入していく様子が記されている。すなわち、

寛延四年七月四日条「入夜書肆某持来、救荒本七及救荒野譜二合九冊、則一覽返遣了」

宝暦五年一二月二七日条「事文類聚全部百冊、康熙字典全四十冊買得之了」

宝暦六年一二月二二日条「淵鑑類函全部廿帙相揃了」

とあり、寛延四年七月四日条には、明代末の学者である徐光啓が編纂し、万暦癸巳年（文禄二年（一五九三））に完成した『救荒本』⁽⁵⁰⁾や明代の王磐が編纂した『救荒野譜』⁽⁵¹⁾を書肆が持参した記述があるが、購入には至っていない。しかし、宝暦五年一二月二七日条では、『事文類聚』と『康熙字典』を購入し、宝暦六年一二月二二日条では、前章で紹介した清代の類書である『淵鑑類函』二〇帙全てを揃えることができたことと記されている。では、野宮邸へ、宋代や清代に編纂された書物を買りにきていた書肆は誰かと言うと、定之の日記の宝暦六年二月一九日条には、「於堀川書肆河南（河南四郎兵衛）尋書之処、今無之申了」とあることから、河南四郎兵衛であることがわかる。河南四郎兵衛は、堀川通仏光寺下る町に店を構えた書肆であり、漢籍のみならず仏書や名所案内記の版元でもあった。⁽⁵²⁾

さらに、『野宮定之日記』宝暦九年（一七五九）閏七月二一日条には、

閏七月廿一日、買得佩文韻府二箱廿帙二百四十二冊、從去月十日比預此儀心勞甚、漸及今日功成、每帙納樟腦、於箱者新調之至來月十日比可出來也、価廿四金貧家輒難得之書也、後日比可秘藏勿忽之、往年得淵鑑類函価廿一金、今得此書多悅之至難盡筆紙、予十八歳の比堀正蔵語、此二書甚重宝物之由之後雖欲得之ハ貧乏且書肆不將來、空経歲月、既去冬十一月書肆持來也、無価金之故俄相止了、今秋漸買得之、実雀踊之至、恨元英（荒川）不存世、抑神感之顯然誠難有恐悅不斜者也、

考索之書

和漢三才図会、淵鑑類函、佩文韻府、正字通、康熙字典、五車韻瑞、小補韻会

右所持也、

可求之書、万姓統譜、三才図会、広群芳譜
大明一統志并文献通考者於類函韻府相濟了、日本地理者尤可覚悟、異邦之地理先無当用也

甚細キ物故、板ノあざやかなるを丁寧吟味する也、去五年以前金十七両遣山科家板ハ是よりハあしく、今秋一帙金廿兩闕ノ本を見する板ハ是よりあしく、此本ハ価ハそれゆえ五・六兩は学けれども板ハよほど宜也、此以後新渡あるともかやうなる板のハたへてなしと也、これハよほど前年ノ渡と也、是ハ卅兩するのと也

とあり、下線部を訳していくと、『佩文韻府』二箱を購入した。去月一〇日頃よりこの事に預かり心勞が甚だしかったが、ようやく本日購入できた。帙毎に樟腦を納め、箱は新調をした。価格は二四金であり野宮家では容易く得難い書である。また、定之が一八歳のころ、堀正

蔵が語るには、『佩文韻府』と『淵鑑類函』は甚だ重宝の物であるとのことであつたので入手しなかったが貧乏であり、かつ、書肆は野宮邸へ書物を持って来なかつた。むなしく歳月が過ぎていき、去冬一月に書肆が持参した。支払うお金がなかつたため、しばらく購入を止め、今秋漸く『佩文韻府』を購入し、非常にうれしいが、荒川元英がこの世にいないことが恨めしい。『佩文韻府』を購入できたのは、神の感応の顯れでありまことに有り難いことである。また、『佩文韻府』は、細かな文字で記されているため、版木の文字が鮮明なものを丁寧吟味した。宝暦五年に金一七兩で購入した山科家の版木は、今回購入した『佩文韻府』より悪い、とある。

つまり、二〇年程前である元文三年（一七三八）、定之が一八歳のころ、堀正蔵から『佩文韻府』と『淵鑑類函』は非常に重宝な書物であると言われ、定之は入手したいと思っていたが、山科頼言に購入されてしまった。⁽³³⁾今秋漸く書肆から入手することができ、しかも山科家が所持する『佩文韻府』より良い版木で刷られ、文字が鮮明な『佩文韻府』を購入できたのである。

ちなみに、堀正蔵とは、堀正宗（正脩）・堀南湖の事であり、貞享元年（一六八四）に誕生し、宝暦三年（一七五三）に死去した。堀正宗の経歴については、堀香菴の曾孫で、安芸藩儒堀景山の従兄であり、自身も安芸藩に仕えた以上の詳細は明らかにならない。⁽⁵⁴⁾また、高橋俊和氏によると、近衛家熙が行った『大唐六典』の校合作業において、家熙が組織していた『大唐六典』研究会メンバーの一員（松下見樸・堀南湖・九峰元桂・滋野井公澄）であつた。また、元文元年（一七三六）、近衛家熙が没した後は、堀南湖や松下見樸が牽引的役割を果た

した人物である。⁽⁵⁵⁾

なお、定之の日記には、堀正蔵が野宮家の侍講をつとめた記述はないものの、延享五年（一七四八）二月三日条には、新年の挨拶のため、荒川元英の許に向かい、次に縁戚筋である庭田重熙へ赴き、次に嫡流家である花山院常雅に参つた後、堀正蔵宅へ赴いている。そのため、定之は堀正蔵と親しく交際していたのだと考えられる。⁽⁵⁶⁾

また、すでに手に入れた書物として挙げられた、『和漢三才図会』・『淵鑑類函』・『佩文韻府』・『正字通』・『康熙字典』・『五車韻瑞』・『小補韻会』（『古今韻会举要小補』）と、今後入手したい書物として、『万姓統譜』・『三才図会』・『広群芳譜』が挙げられているが、『和漢三才図会』以外は、明代・清代に編纂された類書や漢字字典ばかりである。さらに、定之が記した日記の宝暦九年一〇月一六日条には、「見佩文済、広群芳譜三十冊、最珍重之者也、後年必可求之、代金十両云々、不能力者也、宝暦十二年七月九日、銀十枚にて相求了」とあり、『佩文韻府』を読み終わり、『広群芳譜』は最も重要な書物であり、後年必ず入手する。代金一〇両であるため、現在は購入することはできない、と記している。そして、宝暦一二年（一七六二）七月九日に、銀十枚で購入したとの書き込みがなされているのである。

宝暦四年以降、定之が、明代・清代に編纂された類書や漢字字典を購入し始めたのは、同年に父定俊が権大納言を辞して隠居して定之が野宮家当主となり、野宮家の家計を自由に扱うことができるようになったからであろう。そして、野宮家は経済的に豊かではないにも関わらず、定之が明代・清代に編纂された高価な類書や漢字字典などを手に入れようとしたのは、第四章②「定之の家業」で検討したように、

家業である有職故実を行うにおいて、中国王朝の事例を検討するためであった。

ただし、定之の日記の宝暦九年閏七月二一日条に記された、定之は、『佩文韻府』を購入できて嬉しいが、荒川元英がこの世にいないのが恨めしいとの記述に、定之の漢学の能力が端的に表されているといえる。つまり、定之には韻書である『佩文韻府』を読み解く力はなく、荒川元英が生きていたならば、元英に読み解かせることができたのに、元英がこの世にいないことが恨めしいと記しているからである。⁽⁵⁷⁾

定之は、『年中御祝之次第』（延享元年（一七四四））や『松陰拾葉』（延享五年（一七四八））を著し、『故実問答』（宝暦一三年（一七六三））を著すなど、野宮家当主として、有職故実の家業を担っていたことは確かである。⁽⁵⁸⁾

しかし、定之は特別に漢学に優れてはおらず、荒川元英に頼っていた部分があったのであろう。そのため、明代・清代に編纂された韻書などのなかには、元英に頼らないと読めない書物があり、元英が死去した後は、次代以降の野宮家当主が活用することを期待して、定之自身は読めなかったとしても購入していったのだと考えられる。

野宮家における家業継承を考えるにおいては、荒川元英の存在は重要である。そもそも、宝永五年（一七〇八）九月に、野宮定基が荒川元英を雇い入れたのは、野宮家には跡を継ぐ男子がおらず、野宮家の家業が次代へどのように継承されていくのかを考えたとき、不安が残ったからであろう。そのため、定基は、荒川元英を見込んで雇い、野宮家の家業を後世へ継承させる役割を担わせようとしたのではないかと考えられる。そして、定基が死去した後、元英は、野宮定俊に代

わって『日本書紀』神代巻の講釈を行えるほど垂加神道に通じ、さらには、嫡子である定之へ有職故実の伝授を行うなど、野宮家の家業を継承させていく手助けを行ったのである。

江戸時代、公家は、男子の教育のために、著名な儒学者などを侍講として雇っていたが、荒川元英のように、公家の家業継承に関する役割を担わせるために雇われていたというのは、珍しい事例であろう。

定之は、宝暦八年（一七五八）九月一日、権中納言へ昇進した。同年七月には、桃園天皇の近衆臣らが罷官となった宝暦事件がおきていたことから、その残務処理などで職務が多忙であったのか、定之の日記は途絶えがちとなり、他の公家との書物の貸借や、家業である有職故実についての記述も少なくなっていく。

かくして、定之の学問は、あくまで家業継承のための学問であり、宝暦事件とは関わりがなかったことがわかる。また、定之が家業とした有職故実とは、公家社会内部での活動に限られた家業であり、公家社会以外へ有職故実を伝授するなどの家職へと展開することはなかった。そのため、定之は、学問や有職故実に優れた公家としては名がのこらなかったのであろう。

おわりに

本稿では、定之を事例として、野宮家の家業がどのように継承されてきたのかについて述べてきた。各章において検討した結果を踏まえて、はじめにで示した課題に答えたい。

野宮家では、野宮定基が野宮家の有職故実を家業として確立させたが、定基には嫡子がおらず、養子相続が続くことから、定基は、家業

の継承に危機を覚えたと考えられる。そのため、定基は荒川元英を雇い、元英が家業を継承させる役割を担うことを期待した。定基の死後、定基の女と婚姻し野宮家を継いだ野宮定俊は、正親町公通の息男であり、垂加神道を自らの仕事としたが、定俊は、息男定之へは垂加神道を伝授せず、野宮家の家業である有職故実を伝授していった。その際、元英が伝授の手助けを行った。また、元英は、定俊が行った垂加神道についても助けとなるなど、野宮家の家業継承や家業遂行に大きな役割を果たしたと言えるであろう。

定基が確立させた有職故実とは、家礼関係を維持する撰聞家や、有職故実を家業としてきた公家とは一線を画すものであった。すなわち、各門流の有職故実や旧記類などの先例を蓄積した撰聞家や、有職故実を家業としてきた公家に対して、どの先例が優れているかといった有職故実の解釈を巡っての争いとなると、野宮家は新たに設立した家であることから敵わないといえる。そのため、野宮定基は、漢学を基にして有職故実について検討し、門流や一門の有職故実にこだわらず、旧記などから広く先例を引き出すだけではなく、中国王朝の事例を用いて詳論していくという野宮家の有職故実を確立させたのである。

そして、野宮家の有職故実を継承した定之は、近世の出版文化の隆盛によって、当該期に出版された刊行物や、中国で編纂された類書や漢字字典を購入することで、野宮家の家業の維持を図ろうとしていく。次代も活用することを念頭において、書物を購入していったのである。

事実、定之の息男定晴が記した日記の宝暦五年（一七五五）五月一日条では、一四歳にして明代の韻書である『五車韻瑞』を読むなど、学問に励む記事が続くことから、定之の意図は成功したと言えよう。

また、近世後期以降の野宮当主には、定静、定静の息男定祥、定祥の息男定功がいるが、彼らの日記には、幼年期には父から学問を教授され、元服後は侍講として雇った儒学者や国学者から指導を受けるなど、熱心な学問の様子が記されている。特に、幕末の野宮家当主である定功は、野宮家の有識故実を継承し、当該期の公家社会においてその学識が認められる一方、文久二年（一八六二）から慶応二年（一八六六）にかけて武家伝奏に就任し、正親町三条実愛や中山忠能らとともに、幕末政治史において活躍した。

では、定之以降、野宮家の家業がどのように継承されたのか、また、野宮家の蔵書がどのように維持され活用されていたのかについては、本稿の課題を越えるため、今後の課題としたい。

註

- (1) 橋本政宣「豊臣政権と公家衆の家業」四三二～四三六頁（同『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年）。
- (2) 橋本政宣「江戸幕府と公家衆の家業」（同『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年）。
- (3) 山口和夫「近世の家職」三〇八・三一五・三二八頁（『岩波講座日本通史 第14巻 近世4』岩波書店、一九九五年）。
- (4) 藤田覚『幕末の天皇』講談社選書メチエ26（講談社、一九九四年）、同『天皇号の再興』（同『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年）。
- (5) 林屋辰三郎「寛永文化論」（同『中世文化の基調』東京大学出版会、一九五三年）。熊倉功夫「寛永文化の研究」（吉川弘文館、一九八八年）。
- (6) 松澤克行「十七世紀中後期における公家文化とその環境」（『史境』四三、二〇〇一年）。
- (7) 梅田千尋「近世本所の家伝と家職―「陰陽道」像の模索―」（『歴

史評論』七七一号、二〇一四年）。

- (8) 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」六五～六六頁（『日本史研究』三一九、一九八九年）。久保貴子「靈元天皇の朝廷運営」・同「上皇・天皇の早世と朝廷運営」（同『近世の朝廷運営』岩田書院、一九九八年）。米田雄介「朝儀の再興」（辻達也編『日本の近世 2 天皇と將軍』中央公論社、一九九一年）。

- (9) 田島公編『禁裏・公家文庫研究』（第一輯～第六輯、思文閣出版、二〇〇三～二〇一七年）。吉川眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』（搞書房、二〇〇九年）。酒井茂幸「禁裏本歌書の蔵書史的研究」（『思文閣出版』、二〇〇九年）。松澤克行「寛永文化期における九条家文庫点描」（『文学』第十一卷第三号、二〇一〇年）。

- (10) 松澤克行「近世の家札について」（『日本史研究』三八七、一九九四年）。

- (11) 宮川康子「野宮定基卿記覚書（1）」（『京都産業大学日本文化研究所紀要』第六号、二〇〇一年）・同「野宮定基の思想形成―野宮定基卿記覚書（2）―」（『京都産業大学論集人文科学系列』第二九号、二〇〇二年）。西村慎太郎「寛政期有職研究の動向と裏松固禪」（『近世公家社会における故実研究の政治的社会的意義に関する研究』課題番号一四三二〇一五二、二〇〇二年度～二〇〇四年度科学研究費補助金基盤研究（B）（一般）研究成果報告書、二〇〇五年）。

- (12) 本稿で家業という場合は、橋本政宣氏の「熊倉功夫は、家業は公家が公儀に幕府へはたす務め、高埜利彦は家職は、その家に世襲された権利（職）として公認されたもの」として、家業、家職の語の使い方やその理解も異なる、との指摘を踏まえている（橋本政宣前掲論文「豊臣政権と公家衆の家業」四一七～四一八頁）。また、橋本氏は、江戸時代の家業には、「家伝の学芸としての家業」と「役として義務づけられた家業」とがあり、前者は「家々之学問」ともいべきもの、後者は儒学・有職など公家衆のすべてが励むべき役として義務づけられた家業と指摘したが（橋本政宣前掲論文「江戸幕府と公家衆の家業」四四六頁）、本稿で家業という場合は、「家伝の学芸としての家業」を指し、朝廷や公家社会内部での活動に限

- る。
- (13) 山口和夫前掲論文「近世の家職」、橋本政宣前掲論文「豊臣政権と公家衆の家業」、同前掲論文「江戸幕府と公家衆の家業」参照。
- (14) 拙稿「近世公家社会における葬送儀礼」、『国立歴史民俗博物館研究報告』一四一集、二〇〇八年)、拙稿「幕末の修陵事業」(『明治維新史研究』第四号、二〇〇七年)、拙稿「幕末公家社会における三条実万の役割」(『新しい歴史学のために』二六六号、二〇〇七年)、拙稿「一八世紀公家社会における学問と家業」滋野井家を事例として(『ヒストリア』一三五、二〇一二年)。
- (15) 拙稿「江戸時代の公家と蔵書」四二頁(横田冬彦編『シリーズ<本の文化史> 1 読書と読者』(平凡社、二〇一五年))。
- (16) 拙稿前掲論文「江戸時代の公家と蔵書」四二頁。
- (17) 芝葛盛「勤王家としての野々宮定基卿」(『歴史地理』第十一卷第一号、一九〇八年)、平井誠二「前期幕藩制と天皇」(『講座 前近代の天皇2 天皇権力の構造と展開 その2』青木書店、一九九三年)。
- (18) 宮川康子前掲論文「野宮定基の思想形成―野宮定基卿記念書(2)―」一七五―一七九頁。
- (19) 宮川康子前掲論文「野宮定基卿記念書」(1) 一八一頁。
- (20) 宮川康子「元禄七年賀茂祭再興について―野宮定基日記から―」(『京都産業大学日本文化研究所報』一八号、二〇一三年)。
- (21) 宮川康子前掲論文「野宮定基卿記念書」(1) 一七七頁。
- (22) 『国書総目録』第六卷、七二〇頁(岩波書店、輔丁版一九九〇年)。
- (23) 磯前順一・小倉慈司編『近世朝廷と垂加神道』三五頁(ベリカン社、二〇〇五年)。
- (24) 「第一部 正親町家と垂加神道」六〇頁(磯前順一・小倉慈司編前掲書『近世朝廷と垂加神道』)。
- (25) 「第一部 正親町家と垂加神道」六〇頁(磯前順一・小倉慈司編前掲書『近世朝廷と垂加神道』)。
- (26) 「第一部 正親町家と垂加神道」六二頁(磯前順一・小倉慈司編前掲書『近世朝廷と垂加神道』)。
- (27) 定之が記した日記の元文三年二月九日条に、「伯母正親町故一位女昨夜死去二候」(『野宮定之日記』(宮内庁書陵部所蔵))とあることから、伯母であり正親町公通の女が死去したことによる、忌服のための暇である。
- (28) 『野宮定之日記』(宮内庁書陵部所蔵)。以下、本稿で引用する野宮定之の日記は、『野宮定之日記』(宮内庁書陵部所蔵)である。
- (29) 玉木正英は、寛文一〇年に誕生し、元文元年に死去した神道家である。室号は葦斎で、五十鱗翁ともいう。正徳三年に正親町公通入門し、享保一年に垂加神道の秘伝「待授抄」を授けられ、これを勸案して橘家神道を大成し、一派を成した。
- (30) 「第一部 正親町家と垂加神道」六〇頁(磯前順一・小倉慈司編前掲書『近世朝廷と垂加神道』)。
- (31) 辻彦三郎「藤原定家明月記の研究」二六七―二六九頁(吉川弘文館、一九七七年)。
- (32) 辻彦三郎前掲書『藤原定家明月記の研究』二六七―二六九頁。
- (33) 『野宮定基日記』(宮内庁書陵部所蔵)。
- (34) 宝永八年正月一日、野宮定基は、新井白石の質問に答えた問答である「黄白問答」(『新野問答』とも言う)を著した。この「黄白問答」には、正徳二年三月七日付で荒川元英の奥書があり、本書は三冊の写本が作成され、一冊は「新井氏」、一冊は「松田氏」、一冊は荒川元英が所持している旨が記されている。以上からも、荒川元英は、野宮定基の側近くに仕えていたことがわかる(『新野問答』早稲田大学図書館古典籍総合データベース http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/wa03/wa03_03679/index.html)。
- (35) 冠の縁を二分して額のほうを磯、後方を海とよい、海に挿し入れて垂らす細長い布を纓と称した。
- (36) 野村玄「近世天皇葬送儀礼の確立と皇位」(『近世国家の確立と天皇』(清文堂出版、二〇〇六年))。
- (37) 荒川喜内がどのような人物か、他に記載がないため明かにならず今後の課題とした。ただし、荒川という名字であることから、荒川元英の縁者であると考ええる。なお、元英は、定之の日記に寛永三年

- 以降登場しなくなる。しかし、定之の日記には、元英が亡くなったなどの記述はない。
- (38) 小野職房については、どのような人物か明らかにならず今後の課題とした。
- (39) 『大漢和辞典』巻七、五〇頁（大修館書店、一九七六年）。
- (40) 『大漢和辞典』巻一、七二九頁（大修館書店、一九七六年）。
- (41) 『佩文齋廣群芳譜』（国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2556579?tocOpened=1>）。
- (42) 『和漢三才図会』は、序文に正徳二年（一七二二）と記してあり、大坂杏林堂より、正徳期から享保期の間に刊行された。
- (43) 『野宮定之日記』には、延享五年三月二五日条ではなく、同年同月二二日条に該当する記事がある。そこには、正親町実連から、尋ねられた「名字用下字の例の事」について、定之が答えているが、その際、『中右記』の天永三年一月一六日条が勸物として注進されている。
- (44) 拙稿前掲論文「一八世紀公家社会における学問と家業―滋野井家を事例として―」一四七・一四八頁、一五三頁。
- (45) 拙稿前掲論文「一八世紀公家社会における学問と家業―滋野井家を事例として―」一五六・一五七頁。
- (46) 拙稿前掲論文「一八世紀公家社会における学問と家業―滋野井家を事例として―」一六五頁。
- (47) 『野宮定之日記』の宝暦一年九月二日条には、「滋野井へ遺留一紙、蓼穂・荊子・梨葉汁ヲシボリ飲、忍冬ヲ嚼テヨシ、桜実陰干ノ粉スルヲ白湯ニテ飲、桜木ノ皮ヲ煎テ飲、塩蓼穂無之、若御入用候ハ、可令進上候、桜木皮進上候、豆腐ヲ煮テ食も可宜候歟、右公麗脚松茸ニ酔タルカ毒ニアタリタルカノ薬ヲ被尋候返事也」と、公麗から、松茸の毒にあたった際の薬についての問い合わせがあり、定之が答えた記述がある。天明元年、滋野井公麗は、松茸の中毒によって死去したが、以前より松茸の毒にあたっていたと考えられる。
- (48) 松園齊『日記の家』（吉川弘文館、一九九七年）参照。
- (49) 拙稿前掲論文「江戸時代の公家と蔵書」四四～四八頁。
- (50) 『周憲王救荒本草』（国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2555678>）。
- (51) 『救荒野譜』（国立国会デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2536080>）。
- (52) 川口高風「誦忍律師自筆の『空華談叢』の確認」（『印度学仏教学研究』44（2）、一九九六年）参照。
- (53) 4章①で引用した、『野宮定之日記』の宝暦五年五月二五日条には、「日々見淵鑑類函全部二百冊四百五十巻・廿峽各十冊ツ、価廿金或十九金、午刻見佩文韻府全三百冊・価廿五金或十七金、今度或人求之、後年予亦必可求之也」と、『佩文韻府』と『淵鑑類函』を購入できる機会があったが高価で購入できず、ある人に購入されてしまったとある。そして、『野宮定之日記』の宝暦九年閏七月二一日条から、その時購入したある人とは、山科頼言であることがわかるのである。
- (54) 長澤規矩也監修・長澤孝三編『改訂増補漢文学者総覧』三九八頁（汲古書院、二〇一一年）。
- (55) 高橋俊和「近衛本『大唐六典』の版行と京儒のかかわり」二二～二三頁、『国語国文』第七五巻第九号、二〇〇六年。
- (56) 『野宮定之日記』延享五年（一七四八）二月三日条「巳刻行向元英（荒川）宅、賀歳首、暫而言語、至庭田亭（重熙）、良久侍伯母御前、自其參花山院（常雅）殿、依神斎不謁給、至堀正蔵宅他行」。
- (57) 『野宮定之日記』には、荒川元英がいつ死んだのかについて記されていない。
- (58) 『国書総目録』第六巻、七二〇頁（岩波書店、輔丁版一九九〇年）。
- (59) 『定晴卿記』一卷、東京大学史料編纂所所蔵。
- 〔附記〕 本稿は、二〇一三年二月二日に一橋大学において開催された、「書物・出版と社会変容」研究会で報告の機会をいただいた「野宮定之の学問観」をもとに作成した。当日、貴重なご意見をくださった方々に、心より御礼申しあげる。